

大阪市立小学校・中学校
学校配置の適正化の
推進のための指針

(一部抜粋)

令和7年4月改正
大阪市教育委員会

- ・委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・上記④について、区長は、再編計画の対象となる学校の通学区域にある小学校に在籍する児童の保護者の推薦も検討する。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、計画に関する事、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関する事とする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

(1) 通学にかかる負担の軽減

再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

- ・対象：通学距離が2km超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
- ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
- ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（例：個人用ロッカーの配備等）も検討する。

(2) その他の検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。